

川崎町 1

事業名	川崎町合併処理浄化槽設置整備事業
事業主体	川崎町

対象者	☒ 個人(持ち家)			☒ 個人(賃貸)			☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)			☐ 改修・増築			☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他		

概要	川崎町で定める区域において浄化槽を設置する場合に補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するもの
補助対象要件	川崎町長の定める地域内において、合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。 (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者 (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 (3) 居住の用に供さない専用住宅(別荘)に合併処理浄化槽を設置しようとする者 (詳細は担当課へお問い合わせください)
補助金額等	5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 他 (詳細は担当課へお問い合わせください)
補助申請期間	通年(予算の関係により年度途中で終了する場合あり。)
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町町民生活課環境衛生係 0224-84-2112(代表)

川崎町 2

事業名	川崎町生ごみ処理容器設置補助事業
事業主体	川崎町

対象者	☒ 個人(持ち家)	☒ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☐ 新築(建設)	☐ 改修・増築	☒ 購入
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策
	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け
			☒ その他

概要	生ごみ処理容器及び生ごみ処理機を購入し、一般廃棄物のうち各家庭から排出される生ごみの処理を行うものに対して補助金を交付し、生ごみの減量化及び堆肥化による資源の再利用の促進を図る
補助対象要件	町内に住所を有する者で、処理容器を購入し、設置する者。ただし、法人は除く。 - 生ごみ堆肥化容器 - E Mぼかし式のもので有効容量が10リットル以上のもの - 臭気等の発散及び雨水等の流入を防止するための蓋を備えたもの（1世帯2基以内） - 電機式生ごみ処理機 バイオ式か乾燥式のもの （1世帯1基）
補助金額等	- 生ごみ堆肥化容器 1基当たり購入価格の2分の1以内で1,500円を上限 - 電機式生ごみ処理機 1基当たり購入価格の2分の1以内で3万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町町民生活課環境衛生係 0224-84-2112（代表）

川崎町 3

事業名	ようこそ川崎町へ移住定住促進補助事業（空き家修繕改修）
事業主体	川崎町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☒ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	空き家バンクを利用して契約した空き家を修繕改修する経費に対し補助金を交付し、空き家の利活用促進を図る。
補助対象要件	<町民> 定住する目的で空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結すること 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと <移住者> 定住する目的で空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し、転入の日から1年以内に空き家又は新築住宅に転居すること 転入日から起算して過去2年間、川崎町の住民基本台帳に記録がなく、現に居住していないこと 町内に定住する意思があること 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと <法人> 法人の従業員が定住する目的で、空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結し、転入すること 町内に事業所を有する法人（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、組合）であること 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと
補助金額等	修繕改修経費の2分の1以内で15万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	

ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2117（代表）

事業名	ようこそ川崎町へ移住定住促進補助事業（空き家クリーニング）
事業主体	川崎町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	空き家バンクを利用して契約した空き家をクリーニングする経費に対し、補助金を交付し空き家の利活用促進を図る。
補助対象要件	<町民> 定住する目的で空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結すること 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと <移住者> 定住する目的で空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し、転入の日から1年以内に空き家又は新築住宅に転居すること 転入日から起算して過去2年間、川崎町の住民基本台帳に記録がなく、現に居住していないこと 町内に定住する意思があること 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと <法人> 法人の従業員が定住する目的で、空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結し、転入すること 町内に事業所を有する法人（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、組合）であること 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと
補助金額等	クリーニング経費の2分の1以内で10万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	

ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2117（代表）

事業名	ようこそ川崎町へ移住定住促進補助事業（引っ越し）						
事業主体	川崎町						

対象者	☒ 個人(持ち家)	☒ 個人(賃貸)	☐ 事業者				
対象工事	☒ 新築(建設)	☐ 改修・増築		☐ 購入			
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	移住者又は町民が契約者となり、空き家又は新築住宅へ引っ越しする際の経費に対し、補助金を交付し移住定住の促進を図る。
補助対象要件	<町民> 定住する目的で新築住宅を取得したもの又は空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結すること 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと <移住者> 定住する目的で新築住宅を取得したもの又は空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し、転入の日から1年以内に空き家又は新築住宅に転居すること 転入日から起算して過去2年間、川崎町の住民基本台帳に記録がなく、現に居住していないこと 町内に定住する意思があること 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと
補助金額等	引っ越し業者へ依頼した費用の2分の1以内で10万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2117（代表）

事業名	ようこそ川崎町へ移住定住促進補助事業（空き家取得）
事業主体	川崎町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	空き家バンクに登録された空き家を取得する経費に対し、補助金を交付し空き家の利活用促進を図る。
補助対象要件	<町民> 定住する目的で空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結すること 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 契約者の年齢が契約締結した日に45歳以下であり、18歳以下の子どもを扶養し同居していること <移住者> 定住する目的で空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し、転入の日から1年以内に空き家又は新築住宅に転居すること 転入日から起算して過去2年間、川崎町の住民基本台帳に記録がなく、現に居住していないこと 町内に定住する意思があること 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 契約者の年齢が契約締結した日に45歳以下であり、18歳以下の子どもを扶養し同居していること <法人> 法人の従業員が定住する目的で、空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結し、転入すること 町内に事業所を有する法人（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、組合）であること 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 入居者の年齢が契約締結した日に45歳以下であり、18歳以下の子どもを扶養し同居していること
補助金額等	空き家を取得した費用の2分の1以内で50万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）

その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2117（代表）

事業名	ようこそ川崎町へ移住定住促進補助事業（空き家賃借）						
事業主体	川崎町						

対象者	☐ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	空き家バンクに登録された空き家を賃借する経費に対し、補助金を交付し空き家の利活用促進を図る。
補助対象要件	<町民> 定住する目的で空き家の賃貸借契約を締結すること 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 契約者の年齢が契約締結した日に45歳以下であり、18歳以下の子どもを扶養し同居していること <移住者> 定住する目的で賃貸借契約を締結すること 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し、転入の日から1年以内に空き家又は新築住宅に転居すること 転入日から起算して過去2年間、川崎町の住民基本台帳に記録がなく、現に居住していないこと 町内に定住する意思があること 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 契約者の年齢が契約締結した日に45歳以下であり、18歳以下の子どもを扶養し同居していること <法人> 法人の従業員が定住する目的で、空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結し、転入すること 町内に事業所を有する法人（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、組合）であること 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 入居者の年齢が契約締結した日に45歳以下であり、18歳以下の子どもを扶養し同居していること
補助金額等	空き家を賃借費用から3万円を差し引いた額を補助。1万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）

その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2117（代表）

事業名	ようこそ川崎町へ移住定住促進補助事業（新築住宅取得）
事業主体	川崎町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	移住者又は町民が契約者となり、新築住宅を取得する経費に対し、補助金を交付し川崎町への定住促進を図る。
補助対象要件	<町民> 定住する目的で新築住宅を取得したもの 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 契約者が基準日において45歳以下であること（契約者が複数人の場合、いずれかが45歳以下であること） <移住者> 定住する目的で新築住宅を取得したもの 川崎町へ転入又は空き家以外に転入し、転入の日から1年以内に空き家又は新築住宅に転居すること 転入日から起算して過去2年間、川崎町の住民基本台帳に記録がなく、現に居住していないこと 町内に定住する意思があること 生活保護法第11条に規定する扶助を受けていないこと 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること 補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと 契約者が基準日において45歳以下であること（契約者が複数人の場合、いずれかが45歳以下であること）
補助金額等	住宅の取得に要した経費の2分の1以内で30万円を上限
補助申請期間	通年（予算の関係により年度途中で終了する場合があります。）
その他	
ホームページ	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
お問合せ先	川崎町地域振興課企画係 0224-84-2117（代表）